

飛鳥宮復元模型制作業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県立橿原考古学研究所（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する飛鳥宮復元模型制作業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館常設展示室の飛鳥宮復元模型は1997年のリニューアル時に制作したものであり、その後30年間の調査成果が反映されておらず、来館者に誤解を与える可能性がある。令和8年の世界遺産登録を目指しているこの時期にこそ最新データを反映させた模型に刷新することで、収蔵品の価値とともに館の魅力も高め、一層の誘客につなげることを目的として本業務を実施する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月24日（水）までに成果品および事業実施報告書を作成、納品。

4. 業務内容

下記「5. 業務詳細」の記載にしたがい、模型の制作を行う。制作内容は企画案をもって甲と協議して決定すること。

5. 業務詳細

本業務の詳細は、次のとおりである。

(1) 模型の概要

- ア. 模型縮尺 180分の1
- イ. 大きさ 4,300mm×3,000mm
- ウ. 使用材料 建物関係は木材・天然素材(桧皮・樹皮)・プラスチック等
地盤関係は楕合板材による軸組 内台
砂・土・小石等 天然素材及び透明樹脂等

(2) 制作の概要

- ア. 支給された建物図面および関連資料に基づき、模型制作用図面を作成する。
- イ. 既存の展示復元模型に関する資料を基礎とし、既存模型制作以降に新たに確認された遺構については、これを反映し追加制作を行う。
- ウ. 模型制作は、監修者の指導・助言に基づき実施する。
- エ. 建物の制作にあたっては、各部位に適した材料を用い、縮尺に応じた精密な表現を行う。なお、強度を必要とする箇所については、代替材料（プラスチック、金属等）を使用する。
- オ. 復元建物は原則として木材を用いて制作し、仕上げは素木色とする。
- カ. 素材本来の色彩を重視するため、エイジング等の着色処理は行わない。
- キ. 地盤部は木製軸組の上に合板貼り仕上げとし、現況の地形図に基づき、高低差を含めた立体表現を行う。
- ク. 模型の地盤部は、搬入および修繕を考慮し、3～4分割構造とする。
- ケ. 宮跡敷地内の仕上げについては、砂利敷き、石敷き、土敷き等の用途区分が判別できるよう工夫した表現を行う。

- コ. 添景物として、塀、門、橋、樹木等を適宜設置する。
- サ. 建物周辺には、側溝、水路、井戸等の排水関連設備を表現する。
- シ. 植栽については、宮殿内部には設置せず、周辺地形との関係を考慮して配置する。
- ス. 現況地形部分については、田畑、畦、河川等を適切に表現する。
- セ. 住宅地等については、建物表現は行わず、敷地形状の表現にとどめる。
- ソ. 各造形物および建物は、適宜承認を得たうえで、設計図および関連資料に基づき制作する。
- タ. 既存の模型を破壊すること無く分割・撤去し、養生したうえで博物館内の収蔵庫に安全に運搬する。
- チ. 制作した模型は、既存の模型を撤去した場所に設置する。

(3) スケジュール

令和8年

契約～ 模型資料確認、制作図作成

8月～ 模型制作

令和9年

3月 既存模型の撤去及び新規制作模型の設置

3月24日 最終成果品の納品、事業成果報告書の提出締め切り

(4) 打合せ協議

本事業における打ち合わせは、業務着手時後、各工程の着手前に実施することとし、必要に応じて甲または乙の申し出により実施する。なお、協議後、乙はすみやかに打合せ簿を作成し、甲に提出すること。

(5) 資料の提供

甲が保有する調査図面等の資料について、業務遂行上必要であれば、乙に情報を提供するものとする。乙は提供された情報を本業務遂行以外の目的のために使用してはならない。

(6) 特記事項

- ・乙は過去に、本件と同等の仕様によって、飛鳥・奈良時代の王宮・都城・国衙等の復元模型制作業務を3件以上受注し完成した実績があること。元請けから工事の一部として模型制作業務を請け負い、模型制作業務全般を実施した場合も含む。

(7) 事業実施報告書の作成

製図関連資料一式、模型制作図一式、写真等を記した内容のもの。

6. 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、次の期限までに納品するものとする。

(1) 成果物（令和9年3月24日）

- i) 事業成果報告書 印刷物 3部、PDFデータを入れたDVD 一式
- ii) 飛鳥宮復元模型

(2) 納入場所

本業務の成果物の納入場所は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館とし、模型は同博物館第3展示室に設置する。

7. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

8. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる総ての成果品を、甲の許可なく他に公表または貸与してはならない。また、甲により提供された情報については、乙は外部に流出しないように、その取り扱いに十分注意するものとする。

9. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - ②健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

10. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。
- (3) 本業務に用いる諸基準については、直近のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- (4) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、請負者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (5) その他本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

以上